

# 令和4年6月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (1) <a href="#">知事提出議案</a> : 可 | 決… 13件 |
|                                | 承認… 1件 |
| (2) <a href="#">議員提出議案</a> : 可 | 決… 1件  |

( 6月30日(木) 企画調整部)

伊藤達也委員

企画5ページの文化センター費について聞く。今定例会の一般質問で高宮委員長も県文化センター大ホールの復旧について質問していたが、詳細な調査を行い、速やかに全容を把握した上で工法等を検討するとの答弁だったと思う。県文化センターは昭和45年9月に開館したが、私も同年10月生まれで自身より1か月先輩である。開館から52年が経過しようとしているが、修繕や建て替えなどの検討は行っているのか。

文化振興課長

委員指摘のとおり、県文化センターは開館から50年以上が経過している状況である。同センターについては、これまで利用者の安全確保や利便性向上等を図るために、土木部や指定管理者と協議しながら必要な改修を計画的に行っている。まずは今年3月の地震による被害からの復旧を急ぎたい考えだが、建て替えの検討に当たっては、例えば施設の役割や整備する機能、規模感など様々な観点からの議論が必要だと考えているため、県内の他の施設や他県の動きなど必要な情報を収集するとともに、文化関係団体など関係者の意見を丁寧に聞きながら今後の議論の在り方も含めて研究していきたい。

伊藤達也委員

私も今年の2月定例会一般質問で、国民文化祭の本県開催について前向きな協議開始を要請した。未開催県は数県になってきたため、本県も5年先などを見据えて検討しなければならない時期に入っていると思う。そのシンボルとなるような施設でもあると思うため、しっかり検討するよう要請する。答弁は不要である。

吉田英策委員

議案第22～31号の訴えの提起について聞く。先ほどの説明は、この間当事者と何度も話し合ってきたがなかなか進展が見られないため訴えを起こすしかない判断に至ったとの内容だったと思う。当該相手方は原発事故によってふるさとや当時住んでいた地域を追われて避難生活を余儀なくされ、最終的に国家公務員宿舎に入居できた人々だと思っている。その意味では、経済的な問題を抱えている者も多いため、県がこのような人々を裁判で訴えるべきではないと思う。県は最後までこの当事者たちとの対話を尽くすことが求められていると思うが、訴えの提起に至った理由を聞く。

生活拠点課長

委員指摘の点だが、国家公務員宿舎の未退去者については、安定した住まいの確保に向けて公営住宅の募集案内を送ってきたほか、戸別訪問や不動産事業者を交えた相談会等を何度も実施し、話し合いでの解決を目指して丁寧に対応してきた。しかし、今般提訴されたため話し合いによる解決が困難となり、やむを得ず法的措置を取るものである。

吉田英策委員

その話し合いができないとの判断は、県の判断ではないか。提訴という手段を用いずに避難者と徹底的に話をし、これに尽きると思う。また、先ほどの説明では入居者が県を訴えると述べていたが、それは2倍家賃請求による精神的な苦痛が大きな理由ではないか。そのように避難者に対して精神的な苦痛を押しつけるようなことを県はすべきではなかったと思うが、どうか。

生活拠点課長

精神的な苦痛を与えるとの趣旨で様々な対応を行ってきたわけではない。震災から11年が経過しているため、生活再建の面を考え一生懸命対応してきた。

吉田英策委員

生活再建への支援は当然重要であり、最後まで尽くさなければならないと思うが、その点においてもやはり提訴すべきではない。提訴すれば本人との対話がなかなかできなくなる可能性も出てくるのではないか。県の責任として、当事者本人と最後まで話を尽くすべきである。提起の取下げも可能と思われるので、その辺も含めて避難者との対話に尽きると思うが、提起の取下げは選択肢にないのか。

生活拠点課長

県を提訴した人々については弁護士に委任しているため、昨年10月にその弁護士を通じ住まいの確保に向けた状況確認として話を聞いており、中には希望物件などの回答もあった。そのうち1世帯からは現実的な話を聞いたものの、それ以外は相場から随分かけ離れているような希望物件であり具体的な住宅支援に結びつけることが困難であったため、再検討を願う通知を发出了。しかし、その通知に対しては何も反応がなく、気がつけば今年3月に県を訴えるとの内容をインターネットで見て、5月に訴状が届いた状況である。県としては可能な限り話し合いによる解決を目指して努めてきたが、なかなか対応してもらえないため、提訴はやむを得ないと考えている。

吉田英策委員

話し合いを尽くしたもののがちが明かないとの説明だと思うが、それでも話を尽くす県の姿勢が必要ではないか。訴えの提起の取下げも含め、引き続き避難者との話し合いを求めていきたい。

次に、議案第32号について聞く。民事調停は裁判所を通じた話し合いだと思うが、これを行うことによって避難者と県担当との話し合いにどのような制限を受けるのか。

生活拠点課長

当該相手方とは比較的接触できていたが、先ほど説明したとおりのなかなか対応に応じてもらえないため、法的な話し合いの場で民事調停を行うものである。

吉田英策委員

話し合いに応じないため法的な手続を取ると思うが、先ほども述べたとおり話し合いを尽くすことが基本であり徹底すべきではないか。話し合いができないために民事調停に至るまでの判断基準はあるのか。また、誰の判断なのか。例えば、話し合いを5回あるいは10回行っても進展がなければ調停に進むのか。県はどのように判断したわけだが、その5回、10回の話し合いは十分だったのかと問われるのではないか。県職員の苦勞もそのとおりに思うが、話し合いを十分に尽くしたからと言って民事調停や提訴に持ち込むべきではない。また、企画23ページには「必要があると認めるときは、裁判所に訴えを提起することができる」と記載があるが、これは民事調停が不調に終われば引き続き訴えも提起できるのではないか。民事調停を行えばそのまま裁判へのルールが敷かれていることを意味する内容だと思うが、どうか。

生活拠点課長

法的な手段として民事調停を取ればそのまま訴訟への流れになるとの質疑だと思うが、そうではない。関係議案の議決後、法的手段を取る前に自主的に退去した者もあり、民事調停において話し合いが進んだ結果、調停が成立して退去に結びついた事例もある。なお、調停から訴訟に移行するケースは、相手方が調停の場を欠席した等で調停不成立となり、やむを得ず訴訟に至る場合が多い。当該事案についても、可能な限り法的な話し合いによって解決に向かうよう努めていきたい。

吉田英策委員

要するに、調停不成立の場合は議会に諮らなくても裁判できるとの内容であろうことから裁判までルールが敷かれることを意味すると思うが、避難者の苦労を考えればそのようなことをすべきではない。住まいは人権と言われているわけで、県が人権じゅうりんを押しつけるような事態になりかねない。退去を強制すべきではないし、調停や提訴は取り下げて最後の最後まで本人との話し合いを行っていくよう求めたい。

紺野長人委員

今の質疑に関連するが、そもそも原発事故が発生して間もない時期に東京電力と国が原因者であることが明確になったわけである。そのことからすると、なぜ県職員が怒鳴られたりしながら苦労しなくてはならないのかが率直な気持ちである。避難者は県民なので県職員が相談に対応するところまではあってよいと思うが、県民と県が争う状況になったのはスタートで間違ったからではないか。国家公務員宿舎なので国と避難者の間で、例えば入居許可など何らかの対応を行うべきだったのではないか。

今となってはもうどうしようもないので1つだけ確認しておくが、国家公務員宿舎の供与に当たって国と県はどのような協定を締結したのか。その協定の一部が履行されていないことにより今回の問題が生じているわけであるため、説明願う。

生活拠点課長

自主避難者に対する応急仮設住宅の供与は平成29年3月末までとしていた。供与終了に伴い住宅確保の見込みが立っていない者については、新たな住まいを確保してもらうための猶予期間として国と協議した結果、31年3月末までの2年間を経過措置とし、県の施策としてセーフティーネットを実施した。

紺野長人委員

今の説明内容について、入居者とは文書上で何らかの約束を交わしているのか。

生活拠点課長

国家公務員宿舎の継続使用については、入居者と契約を締結し2年間限りの例外的な経過措置として実施した。

紺野長人委員

法的拘束力を有する文書を交わしているため、県は粛々と実施することである。

宮下雅志委員

企画4ページのデジタル変革（DX）推進事業について聞くが、聞き間違いなら訂正願う。先ほどの説明では、国の多様な広域連携促進事業委託金が採択され、会津地域13市町村と連携して実証試験を行うとの内容だったと思うが、当該事業について詳細を聞く。

デジタル変革課長

委員指摘の事業に係る補正内容だが、令和3年度から県と会津地域13市町村が共同で住民基本台帳等の業務の標準化、共通化に係るモデル事業を進めてきた。今般、当該モデル事業で実施してきた検討結果を踏まえ、転入だけでなく転出、出産、死亡など住民異動の届出全体に拡大し、さらなる実証実験やコスト試算等を行い複数市町村で共同利用できるようモデル事業を実施するため、総務省が公募する多様な広域連携促進事業に応募したところ今年5月に採択されたので、今回の補正予算に計上した。国からの委託事業として実施するため、全額を国庫支出金で対応予定である。

宮下雅志委員

13市町村とのことだが、会津方部は17市町村だったはずである。当該事業は手挙げ方式なのか。どのような形で選定されたのか聞く。

デジタル変革課長

県と会津地域13市町村で実施しているが、県機関は会津地方振興局が主体であり、市町村は当該振興局管内の13市町村が対象である。

宮下雅志委員

今年度のデジタル変革（DX）推進事業ということで、県及び市町村が共同でDXを進めるための基本設計構築、市町村へのICTアドバイザー派遣や積極的な財政支援に加えトップセミナーや情報リテラシー向上事業など様々な取組が上がっている。今後スタートしていく中で、いかにデジタル変革が有効な取組となるかの基本的構想を構築すると認識していたが、県と会津地域13市町村が国の委託事業として行う実証試験の結果は、県全体における事業の取組に対してどのような位置づけになるのか。今後の進め方も含めて聞く。

デジタル変革課長

委員指摘の点について、今年度は重点事業において県と市町村の今後の行政手続、例えば窓口の一本化に向けた仕様策定や地域DXを進めるためのデータ連携の仕組み、県としての今後の考え方等をまとめることとしており、そのための調査研究の委託を予定している。それ以外にも、先ほど委員が述べていた市町村へのアドバイザー派遣や補助等の財政支援も進めていくが、現在会津地域で実施されている取組は全国的にも先進的な事例であるため、県内への横展開を図っていくほか、市町村長向けのトップセミナー等も実施予定である。アドバイザー派遣に際しても、先進事例を参考に県内へ取組を広げられるよう実施していきたいと考えている。

宮下雅志委員

全額国の負担で実証試験が行えるとのことなので、デジタル変革課長が横展開と述べていたように試験の成果をしっかりと本県の将来の構想に生かすよう願う。

デジタル変革の推進において、1点気になることがある。このような事業実施についてはどうしても効率化が主眼となり、それが進むと結局人員削減の方向につながるのでは問題があると思う。以前述べたかもしれないが、主眼はデジタル変革によって動ける時間ができた分を人員削減につなげるのではなく、例えば職員が県民のもとに出向いて県政の課題について直接対話できるような、つながりを持てる方向に持っていくことが大事だと思う。その点を意識しながら最初の制度設計に取り組んでほしいが、考えがあれば聞く。

デジタル変革課長

委員指摘のとおりである。今回は会津地方におけるモデル事業だが、昨年度会津地域課題解決連携推進会議が取りまとめた会津地域自治体広域連携指針において、DXを進めることで、人員等の削減ではなく、業務の効率化によって本来現場に出向く時間を確保したり、実際に住民と会って直接対応したほうがよいケースに十分な時間を割けるようになり、それによって住民の幸せを実現できるとしている。県としても、効率化によって生み出された時間を行政サービスの向上に充てられるよう進めていきたい。

吉田英策委員

説明内容を確認するが、資料内の数値は当初空欄になっていたのか。それとも、設定していた数値を変更するのか。

復興・総合計画課長

今ほど説明したとおり、令和3年度末に数値を設定予定としていた。年度ごとの指標部分は、数値の基礎となるデータが確定した段階で総合計画の資料編として昨年度末に公表していたが、この3件の指標のみ未設定であった。総合計画にも「R3年度末に数値を設定予定」と記載していた。

吉田英策委員

今、地球規模の温暖化の下での温室効果ガスの排出量削減に向けた動きは日本のみならず全世界であるが、その中でも2030年までの取組が急務になっている。2030年までに一定の削減量を実現しなければ、抽象的であるが大変な事態になると、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書で提言されている。その2030年まであと8年だが、指標のうち「温室効果ガス排出量（2013年度比）」の45%は少ないのではないかと。当然新たな総合計画における位置づけもあると思うが、日本や県が果たすべき温室効果ガスへの貢献を考えるとこの数値はどうか。私は少ないと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

委員指摘の点について、このたび担当課が福島県2050年カーボンニュートラルロードマップの策定を踏まえ、目標に向けた年度ごとの数値も設定したとのことである。温室効果ガスに係る地球温暖化対策については、関係課をはじめ全庁一丸となって検討しながら取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

今回、「再生可能エネルギー導入量」や「県内消費電力と比較した再エネ導入量」の数値が示された。現在は大量導入に向けた取組が行われているが、ここに来てメガソーラー売電がFIT（固定価格買取制度）における価格低下等により相当頭打ちになっている。そのような状況ではあるが、先ほど部長説明で県内の地熱バイナリー発電や小水力発電に係るポテンシャル調査を行うと述べていた。大量導入に向けては当然そのような可能性を調査して事業化に結びつけていくと思うが、以前会津地域では、小水力に取り組もうとした事業者が系統接続の保留でつなげないために断念した経緯がある。この点に関してはどのような方向性で進めるのか。あるいは地産地消の点で、(株)まち未来製作所に買い取ってもらい新たな事業者に販売して地産地消につなげるなどの様々な方向性が出てくると思うが、どうか。今後の方針としてこのようなポテンシャルを調査した上で事業化となった場合に、どのように結びつけていくのか聞く。

エネルギー課長

現在ポテンシャル調査は地熱バイナリー発電と小水力発電において実施しているが、委員指摘のとおり系統接続が大きな問題であることは認識しており、先日の政府要望においても、系統接続について対応を検討するよう要望している。

地産地消については、例えば発電施設から自営線で近傍の施設につないで自家消費することは可能と思われる。また、委員が述べていた(株)まち未来製作所を介した県内発電所と県内需要家とのマッチングの可能性についても、県産再エネが有効活用されるよう、関係者間の調整を図っていきたいと考えている。

宮下雅志委員

先日の本会議における質問でも触れられていたが、今後再エネを進めていくとなると、どうしても再エネは不安定電源との決まり文句がある。そのため、安定した電源に変えていく取組や、その電力を家庭や町内など自分たちで使用して完結させる取組がこれから必要になってくるのではないかと。

自分たちで生み出した電力を自分たちで使用するとなると、例えば東京都では新築の家屋や公共施設への太陽光発電設備の設置義務化の方針が出たようだが、恐らく賛否は様々あると思う。また、震災以前には本県が再エネ大量導入の方針を出したので、私が県議会議員1期目だった最初の定例会の一般質問において、例えば県内の高速道路のフェンスを全部ソーラーパネルにしたり、家や工場などを新築する場合には必ず太陽光発電システムを設置するように義務化または政策誘導するなど、思い切った施策が必要と述べたことがある。すると当時の企画調整部長いわく、義務化は非常に難しく財政的な支援も含めてライトタッチ規制の考え方で進めていくとのことであった。再エネの施設導入は建て主の負担になり費用も何百万円とかかるため、売電と相殺してどの程度の期間で元が取れるかと議論しているうちはなかなか進まない。家屋建設時は必ずソーラーパネルが設置され、かつ諸経費も建築費に全部含まれており、入居してすぐに電気代はこれだけ安いとの意識を醸成することが、本県で大きな市場を生み出し製造業者等を集積し太陽光や再エネのメッカにしていく取組として必要ではないかと議論したが、まさに東京都は今回その取組を行うことになったようである。

震災後、本気で本県を再エネで復興していく、要するに先駆けの地を目指していくのであれば、先ほど述べたような前例のない取組を福島モデルとして取り組んでいくとの意識が必要だと思っている。今回の東京都の方針には様々な賛否があるが、非常に画期的な取組、姿勢ではないか。今後の大量導入に向けては様々な障壁があるが、本県は幸いにも自家消費や地産地消、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅など今後の推進に期待できる取組がある。積極的に取り組んでいく姿勢を前面に出して再エネ振興を図っていく必要があると思うが、その点について聞く。

エネルギー課長

太陽光を例に挙げると、本県の住宅用太陽光発電に係るkW当たりの補助単価は全国トップレベルであると認識しているため、現時点ではまずそれを有効活用していきたいと考えている。また、今後は例えば薄型の太陽光パネルや壁面に取

り付けられるパネルなど技術開発等の進展も注視しながら、委員が述べた再エネ先駆けの地に向けて意欲を持って取り組んでいきたい。

吉田英策委員

水素の活用について聞く。県は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて水素の活用をうたっているが、今年度の企画環境委員会県内調査で浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドを視察した際に、浪江町産の水素は決してグリーン水素ではなく、東北電力の系統電力を用いたものであるとの説明を受けた。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて二酸化炭素の削減を進めていくに当たり、水素の活用を促進するとなると相反すると思うが、どうか。

エネルギー課長

F H 2 R（福島水素エネルギー研究フィールド）産の水素について、当該フィールドの敷地内に設置された太陽光パネルも現地で見ていると思うが、その規模で20kW分の出力に相当する。また、委員指摘のとおり太陽光などの再エネだけでは水素製造で不足するため系統電気も一部入っており、その意味で低炭素水素と言っている。ただし、当該フィールドは実証施設であり、大量の水素製造に向けては実証段階であるため、将来的なグリーン水素の供給に向けて大変意義のある施設だと考えている。

吉田英策委員

当然、太陽光など再エネ由来100%の水素製造や利活用は大いに進めるべきであるが、現時点で必要とされる水素は再エネだけでは賅い切れないのが福島水素エネルギー研究フィールドを見ても明らかではないか。その点で、水素の利活用だけを先行させて地球温暖化対策や二酸化炭素排出量の削減に十分貢献できるかのような発信は誤解を招きかねないと考えるが、どうか。

エネルギー課長

水素はF H 2 Rに限らず、コストや生産、運搬、貯蔵技術がまだまだ発展途上だと認識している。一方で、県としては再エネの利用拡大や導入促進を掲げているが、有効活用の上では、例えば再エネの余剰電力を活用して製造した水素を貯蔵するなど、水素と組み合わせた取組も現在進められている。そのように再エネと水素を一体的に進めていくことが、再エネの導入促進にも寄与すると考えている。

吉田英策委員

水素の活用は当然大事だが、現時点で再エネだけでは賅い切れていない。水素から生成したアンモニアの石炭火力発電所への混焼なども、技術的には現時点でまだまだ発展途上だと思う。私の捉え方かもしれないが、それをもってして地球温暖化対策や温室効果ガス排出削減につながるかのような発信は誤解を与えかねないため、やめるべきだと思った。

続けて質問する。おとといから猛暑日が続いており、全国各地で電力不足が叫ばれて節電にも努めなくてはならない状況であるが、そこで聞く。

ニュースでも見たが、常盤共同火力勿来発電所9号機で発生したトラブルにより通常の約6割しか出力できないとの報道があった。今日中あるいは明日の復旧になると思うが、このような情勢の中で十分に電力を賅い切れないのは本当に大変な状況である。当該火力発電所のトラブルについて、県は何か報告を受けているのか。

エネルギー課長

常盤共同火力勿来発電所の9号機におけるトラブルについては、本日の午前中に情報を得て当該発電所に内容を確認した。昼のニュースでも報道されていたが、未明3時頃に通風系のトラブルで発電を停止した状況である。現状では、15時頃の運転再開に向けて作業を進めていると聞いている。約6割しか出力できないとの委員指摘の点について、通常は60万kWの出力であるが、15時の運転再開に当たっては半分程度の約25万kWを出力予定と聞いている。

吉田英策委員

そうすると、出力100%の回復までにはもう少し時間がかかるのか。

エネルギー課長

そのとおりである。

吉田英策委員

このような事態になって、改めて省エネの取組が求められると思った。県も省エネに関して様々な施策に取り組んでいるが、県民や企業を対象とした省エネ推進は本当に重要だと感じているため、現在の取組について聞く。

エネルギー課長

省エネは生活環境部の所管であるが、東京電力管内では電力需給ひっ迫注意報が、東北電力管内でも需給ひっ迫準備情報が発表されるなどの動きが出ている。県庁内では各部局が連携し、注意報が出た場合は節電の呼びかけを含め、住民や事業者にも周知を図っていく体制を取っている。

円谷健市委員

先ほど部長説明でも触れられていた、福島国際研究教育機構について聞く。当該機構の設立に向けて今後細部が詰められていくと思うが、県内に何か所かある研究施設に集約するとの報道を新聞で見た。その辺りも含め決定はこれからだと思うが、どのような考え方で進めていくのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘の点について、統合の方針が決まっているものもあるが、連携して研究を進める既存研究施設もある。新しい機構が司令塔となり、連携して研究開発に取り組んでいくことになる。

星公正委員

今の質問に関連して聞く。部長説明要旨には「本構想の効果を最大化させる適切な場所を推薦できるよう、広域自治体としての役割をしっかりと果たしてまいります」と記載されているが、候補地は県が推薦して決定するのか。それとも、国の施設なので国が決定するのか。その場合、県の役割はどの範囲まで及ぶのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

選定の手続に係る経緯を説明するが、今年3月に国が取りまとめた当該機構の基本構想において、機構及び仮事務所の立地の国の決定は今年9月までを目指すと記載されている。その後4月に国から県に対して今年8月末を期限とした照会を踏まえ、県として避難地域12市町村に提案を依頼したところである。そして期限である5月10日までに、機構には9市町、仮事務所には8市町から提案意向が表明され、5月末までに当該市町から調査票が提出された。

県としては今後、市町村に現地調査やヒアリングを行い、8月中に候補地を選定して国に提案し、その後9月中に国が最終判断するとの流れになる。

なお、県の選定の観点については、国の方針を踏まえ、1つは土地の取得のしやすさなど円滑な施設整備に関する観点、もう1つは生活環境や交通アクセスに加え、福島イノベーション・コースト構想推進の波及効果の観点から提案してもらうこととしており、市町から提案を受けたところである。

少し付け加えると、県としては研究者が安心して研究や教育活動に打ち込めるのはもちろんだが、広域的な視点に立って福島イノベーション・コースト構想をさらに発展できるような候補地を選定したいと考えている。

円谷健市委員

先ほどの答弁が聞こえにくかったので再度聞く。基本構想は2025年度の福島国際研究教育機構設立までが計画期間だと思うが、私が見た新聞には、福島ロボットテストフィールドなど県内に何か所か存在する県所管の研究機関を含めて機構に集約する方向との記事があった。報道されるということは、県でもそれなりに方向性が固まりつつあるのではないかと。その辺りについて今後どのような方向性で進めていくのか、考え方を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

施設の統合については先ほど説明したとおり、今年3月に国が取りまとめた基本構想の中には国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）放射線医学研究所福島再生支援研究部福島研究分室及びいわき出張所、国立研究開発法人国立環境研究所

(N I E S) 福島地域協働研究拠点は新設される機構に統合されると記載されているため、現時点で統合が決まっているのはこれらの施設である。

吉田英策委員

地方公共団体の情報システムの標準化について聞く。国は令和7年までに地方公共団体の基幹業務システムの標準化を求めているが、それはあと3年ということの意味する。それに際して、県内市町村の取組はどのように進むのか。

デジタル変革課長

自治体情報システムの共通化、標準化の進捗について、法律に基づき国が令和7年度末を目途に準備するガバメントクラウドに各自治体が接続することによって、基礎的な行政事務は当該システムを活用して共通化を図っていくとの方針が示されている。

現時点では、具体的な機能や様式などのシステム構築に向けた仕様書の検討が進められている段階である。今後は、国が構築する仕様書をもとに各メーカーやシステム業者が実際に運用するシステムのプログラム開発などを設計、構築していく段階に進むため、その進捗を踏まえて令和7年度までにどのシステムを利用するかを市町村が選んで接続する流れになる。現時点では具体的なシステム開発まで進んでいないので、今後は国の進捗状況等を確認しながら市町村への取組に係る相談や支援に努めていきたいと考えている。

吉田英策委員

システム接続は法律事項であろうと思うが、各自治体には強制されるのか。それとも、各自治体の判断で独自のシステムを実施することが可能なのか。

デジタル変革課長

法律上はシステムの接続に努めると規定されており、強制ではない。

吉田英策委員

残り3年と期限が決まっているが、中には準備段階で間に合わない自治体もあるのではないかと。間に合わない自治体や断る自治体について、国はどのように判断すると思うか。

デジタル変革課長

国が示している令和7年度までの全体的なスケジュール等に沿って的確な時期に対応できるよう、県としても市町村をしっかりと支援していきたいと考えているため、現時点では間に合わない自治体などを想定していない。

吉田英策委員

20の業務に係るシステムを標準化するとの説明があったが、その中には行政が保有する生活保護、固定資産税等の住民税、年金などプライバシーに関する重要な情報も含まれており、それを全国共通のシステムに一元化するのは危うさを感じる。セキュリティー対策は当然取ると思うが、そのように懸念する声は各自治体から上がっているのか。また、セキュリティー対策に対する危惧はあるのか。

デジタル変革課長

業務システムの標準化、共通化について、住民基本台帳等の情報などのデータは各市町村が分散管理の手法を取っている。例えばガバメントクラウドを入れて業務システムを共通化、標準化する場合においても、市町村が管理する個人データ等は引き続き分散管理になり、個人情報の一元管理は想定していない。業務を動かすシステムは共通化、標準化を図ることでコストダウンや最新の状況に対応することになるが、個人情報等の重要なデータはこれまでと同様に引き続き分散管理が行われ、一元管理はされないと考えている。

吉田英策委員

最近、尼崎市で全市民の個人情報データが含まれたUSBメモリーを紛失したとのニュースも報道されたように、大事に取り扱わなければならない個人情報のデータが粗末に扱われるような状況はあってはならない。国民、県民の大事なデータはしっかりと管理すべきであるため、このようなシステムの標準化には少し疑問を持って注視していきたい。



紺野長人委員

2050年カーボンニュートラルは県にとって大変困難で大事な事業になってくると思うが、例えば小水力発電において農業用水路や一般の河川を利用するのであれば農林水産部や土木部、省エネであれば生活環境部が関係するなど、かなりの部局にまたがるのではないかと。そのような状況下で部局の垣根を乗り越えて一緒に課題を進めていくための、組織まではいかなくとも協議の場は現時点で存在するのか。なければ、今後そのような場が必要になってくると思うが、どうか。

エネルギー課長

現状を述べると、委員指摘の協議の場は設けていない。例えば河川法や森林法などの規制に関する各事案の許認可は事業者でクリアしてもらっており、県は事業者と自治体の調整や支援に取り組んでいる。なお、現在小水力発電と地熱バイナリー発電に係るプロポーザル調査を行っているが、そうした中でも、必要な許認可や対応窓口等の情報を整理できればと思っている。

( 7月 1日 (金) 生活環境部)

伊藤達也委員

追加議案の生2ページ、地域公共交通等運行継続緊急支援金について、運送会社も含めた支援との説明があったが、もう少し具体的に説明願う。

生活交通課長

今般の原油価格や物価高騰により厳しい経営環境下にあるバス、タクシー、自動車運転代行、トラックなどの地域公共交通事業者に対して、車両維持に必要な経費を一部補助することで事業継続を支援するものである。具体的な補助額だが、路線バス及び高速バス事業者には1台当たり20万円、貸切りバス事業者には1台当たり10万円、タクシー事業者には1台当たり5万円、自動車運転代行事業者には1台当たり15,000円、トラック運送事業者には1台当たり2万円である。補助対象の事業者は県全体で約4,000事業者、車両台数は最大で37,000台を見込んでいる。

伊藤達也委員

運送業者の場合は(公社)福島県トラック協会等の団体を通じて補助するのか。他県でも補正予算で類似のモデル事業を計上していたと思うが、同様の方法か。

生活交通課長

対象となる事業者数や車両台数が非常に多いため、今後設置予定の集中処理センターによる受付、審査、支払いを想定している。なお、関係する各協会には周知を依頼したいと考えている。集中処理センターは当該補正予算により設置する予定である。

吉田英策委員

今の質問に関連して聞く。原油価格や物価高騰への対応は長期間にわたるであろうが、この運送事業者等への支援期間はどの程度と考えているのか。

生活交通課長

今回は緊急的支援を目的としている。トラックであれば1台当たり2万円を補助して、事業継続支援のために役立ててもらおうと補正予算で計上している。今後は原油価格や物価高騰に加え、国も講じるであろう様々な政策を注視していきたい。

吉田英策委員

次に、2つ目の原油価格等への対策である省エネルギー緊急対策事業について聞く。当該事業はZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)などの省エネ住宅への支援だと思うが、ZEHは歴史が浅く最近よく聞く言葉である。ZEH住宅の建設に関わっている県内の事業者は、どの程度あるのか。ZEH住宅を取り扱っている事業者はそれほど多くないと思うため、その事業者への支援だけになってしまうのではないかと。また、当該事業は原油価格や物価高騰対策とどのよう

につながるのか、併せて聞く。

環境共生課長

ZEHについて改めて説明するが、ZEHはゼロ・エネルギー・ハウスの頭文字を略した言葉である。今回計上した事業では、ZEH住宅を建てる中小企業者への支援を想定している。県内の工務店等のうち中小企業であり、また国の制度のZEHビルダー／プランナーに登録している事業者は約240社ある。県が聞き取りを行ったところ、その半数は登録済みであるもののZEH住宅を建てた経験がないとの回答であった。そのため、建築資材の高騰などにより受注件数も減少している状況にある中小企業を支援しつつ、さらに県が目指す2050年カーボンニュートラルにつなげていくため、中小企業のうちZEH住宅を建てる事業者に対して1社当たり100万円の支援を考えている。

約240社の半数程度の事業者に対して支援を行うことにより、県の施策である2050年カーボンニュートラルの実現にもつなげていこうとする事業である。

吉田英策委員

太陽光パネルの設置や高気密の断熱材使用、太陽光で生み出した電気の蓄電等が可能なZEH住宅を建てる中小の事業者に対して、1社当たり100万円を補助するのか。これまでも太陽光パネルや蓄電に係る補助は実施してきたはずだが、それらとの関係性はどのように考えているのか。

環境共生課長

太陽光や蓄電池に係る補助は企画調整部のエネルギー課が実施しており、太陽光設置には最大16万円、蓄電池設置には最大20万円を補助している。当課は今年度の当初予算において、太陽光発電施設の設置費用を除くZEH住宅の建築費用として建築主に対して1件当たり55万円の補助事業を計上している。したがって、ZEH住宅の建築主は55万円以外にも、エネルギー課の太陽光パネル設置に係る補助などさらなる支援を受けられる。

吉田英策委員

まだまだZEHの普及が進んでいない状況にあるだけに、このような支援は原油価格や物価高騰対策として不十分ではないのか。物価高騰対策としては県内全ての工務店にあまねく行き渡る支援が必要との思いで質疑した。もちろんZEH住宅は省エネ推進に必要なと思うため、その普及促進は十分果たしてほしい。

また、先ほどの説明によれば建設事業者1者当たり100万円の補助に加えて、建て主には55万円の補助となるのか。

環境共生課長

先ほど説明した当初予算の支援額だが、おわびして訂正する。建て主1人に対しては定額40万円の補助である。

宮下雅志委員

今の質疑に関連するが、県内にはZEHビルダー／プランナーの資格を有する企業が約240社あり、有資格事業者には1社当たり100万円補助するが、その240社の半数はZEH住宅建築の経験がないとの説明であった。今回の補助要件に、新築のZEH住宅の建築経験の有無は加わっていないと理解してよいか。建築する場合は100万円を補助するのか。その辺りを詳しく聞く。

環境共生課長

今年度中に1棟以上のZEH住宅を建築する場合は、1社当たり100万円の補助を行う予定である。

宮下雅志委員

補助要件は新築のZEH住宅となっているが、例えば大規模改装などは対象外と理解してよいか。

環境共生課長

当課が実施する支援は新築住宅に限定しているが、土木部では断熱性の高い住宅への改築に対する支援を行っている。例えば、既存住宅を断熱性の高い住宅に改築し太陽光発電などの創エネ設備を設置したい場合は、今ほど説明した土木部や企画調整部エネルギー課からの補助を併せて受けることができる。

宮下雅志委員

今回の原油高騰や物価高対策に加え、カーボンニュートラルにも対応できるよう生活環境部が考えた施策であることは理解した。そのような切り口は理解するが、恐らくZEHビルダー／プランナーへの登録は、相当規模が大きくて人材等がある程度揃った企業でないとなかなか難しいのではないかと。今回の物価高騰については、元請クラスだけでなく下請け業者など現場を支えている業者に対する支援が非常に重要な視点だと思っている。その辺りも含め、恩恵を受けられる者が限定される支援では、税金の使途としては問題があるのではないかと。新築に限定してしまうと、新築住宅を建築できる所得層が利益を得るようになるなど限られてしまう。今後の方向としてはもう少し原油高や物価高対策の状況をしっかり認識し、例えば下から支える者や、新築は難しいが改築は可能である所得層にも行き渡るよう、広い視野による支援を考えてほしいが、意見があれば聞く。

環境共生課長

今回の支援はZEHビルダー／プランナーの登録を受けている事業者のうち中小企業に限定しており大企業は対象外であるため、ある程度は委員指摘の現場を支えている業者に対する支援にはなると考えている。

吉田英策委員

太陽光パネルの設置について聞く。FIT（固定価格買取制度）も終了し、現在はパネルの設置自体が問題視されている。このまま放置すれば環境破壊につながってしまうわけで、パネルの処分は今後の大きな問題になってくると推察するが、県はどのような方針なのか。

産業廃棄物課長

太陽光パネルを廃棄物とした場合は、廃棄物処理法に基づき事業者が適正に処理しなければならないとされている。県としても、他の産業廃棄物と同様に適正に処理されるよう指導や監視を行っている。

吉田英策委員

きちんとした管理は当然必要である。大規模事業所の場合は廃棄等費用の積立て制度など一定の枠組みが整備されている企業もあると思うが、一般家庭や小規模事業者は処分費用の捻出先が分からないのではないかと。また、企業の規模を問わず途中で太陽光発電事業を中止せざるを得ない事態になった場合の処分方法など、事業者や個人の所有者だけに任せるわけにはいかないケースが今後発生する可能性は大いにあるのではないかと。そのような場合はどう考えているのか。

産業廃棄物課長

太陽光パネルは今後大量廃棄が想定されるが、国において太陽光パネルのリサイクルに係る法整備が検討されていると聞く。委員指摘の個人や事業者による処分方法については、設置時からの支援方法も含めて国で検討していくのではないかとと思われるため、状況を注視していきたい。

吉田英策委員

本県は再生可能エネルギー100%を目標に現在様々な取組を進めているが、国の政策待ちにならないよう県で独自に処分に関する枠組みを考えてもよいのではないかと。ぜひとも検討願う。

また、先ほど廃棄等費用の積立て制度と述べたが、私もあまりよく分からないので聞く。積立てを行うのは金融機関になるのか。それとも関係する会社を設立するのか。どのような枠組みなのか聞く。また、大手事業者の加入は強制なのか。加えて、個人の所有者がパネルを処分する場合の積立て制度とはどのような関わりがあるのか。

産業廃棄物課長

委員指摘の点は今後国のガイドライン等で具体的に示されていくものと考えられるため、状況を注視しながら県として取り組める内容を考えていきたい。

吉田英策委員

国の対応待ちにならないよう、県としても様々な検討願う。

次に、バイオマス発電について聞く。現在、県内でもバイオマス発電設備の設置が進められており、いわき市の好間工業団地内でも国内最大級のバイオマス発電所が稼働している。ただし、バイオマスといっても木材を燃やすのでCO<sub>2</sub>が

排出されるわけである。その排出分は森林で吸収されるとの理屈だと推察するが、CO<sub>2</sub>排出量や大気汚染については恐らくいわき市の関係部署が取り組むことになると思う。県は、このような県内のバイオマス発電所に係る環境対策をどのように進めていくのか。

水・大気環境課長

バイオマス発電施設における大気汚染防止対策だが、バイオマス発電施設に設置されているボイラーは大気汚染防止法によりばい煙発生施設と位置づけられており、大気汚染物質に係る排出基準や排出濃度測定に係る管理基準が定められている。県としては県及び中核市における大気発生源施設における立入検査、報告徴収を通じて、大気排出基準の遵守や適正な施設管理の監視、指導を行っていく考えである。

吉田英策委員

好間工業団地内のバイオマス発電所の場合は主にいわき市の環境監視センターが役割を果たすことになると思うが、それ以外のバイオマス発電所におけるモニタリングや環境対策について県はどのように関わっていくのか。事業者に対して定期的に資料提出などを求めているのか。

水・大気環境課長

事業所における施設からの大気汚染物質の排出状況だが、事業者による定期的な測定や確認が法律上義務づけられているため、委員指摘の点は立入検査、報告徴収を通じて事業者の測定状況や排出濃度の状況を確認していきたい。また、必要な場合は県の立入調査の中で県による測定や確認も行っていく考えである。

吉田英策委員

先ほども述べたが、バイオマス発電といえども大量の二酸化炭素が発生するのは間違いのないわけであるため、周辺の環境対策は十分に行わなければならないと思う。県としても取組をさらに強めるよう願う。

円谷健市委員

イノシシ対策について聞く。昨年度の県全体の捕獲頭数は令和2年度比で約半減との説明があったが、どのような要因が考えられるか。個体数の減少が要因だと推測するが、仮に個体数が減少していたならば県でその理由を把握しているか。

自然保護課長

イノシシの捕獲頭数の減少要因については専門家からも意見をj得ているが、近年の県や市町村による捕獲強化が大きな要因の一つだと考えられるほか、最近の多雪、餌となるブナ等の堅果類の豊凶、豚熱の影響など様々な要因が挙げられる。なお市町村にも聞き取りを行っているが、捕獲頭数の減少だけでなく目撃情報や痕跡自体も減少と回答する市町村が約7割あり、農業被害についても同様の傾向であった。これらのことから、県としては少なくとも令和3年度は減少傾向にあったのではないかと捉えている。

一方で専門家いわく、イノシシの生息数は年次変動が大きいため、この減少傾向が必ずしも今後も続くとは限らないとのことである。そのため、引き続き状況を注視しながらしっかりと対策を講じていきたい。

円谷健市委員

説明のとおりだと思う。私の地元の山でもイノシシの死骸を見かけるが、今の状況では豚熱を疑っている。イノシシの死骸を届け出ない者も少なからずいるため、豚熱の影響は結構大きいと考えている。1年で個体数や捕獲頭数が減少しているからといって早急に判断するのは難しいと思うが、そのような状況を踏まえ今年度から行っている新たな支援制度について詳しく聞く。

自然保護課長

野生鳥獣対策を持続可能で実効性のある事業として実施していくには、行政だけでなく地域と連携した取組が重要だと考えているため、今年度から地域主体の野生鳥獣対策を推進していく市町村への補助制度を新設した。具体的な内容だが、県から専門家を派遣して地域住民と実施する集落環境診断により、効果的な電気柵の設置や誘引木の伐採など各地域の実情を踏まえた対策を実施するための費用を支援するものである。補助額は1地区当

たり定額で200万円だが、超過分は2分の1以内で上限150万円を基本としている。引き続き、市町村や地域住民と連携しながら対策を推進していきたい。

円谷健市委員

イノシシを捕獲するためのわなは箱わなとくくりわながあり、それぞれ猟友会員に依頼して罠を設置してもらっているが、設置数の上限は30か所と決まっている。20か所程度の罠を仕掛ける者がいるが、そうすると2～3日に1回程度の結構な頻度で見回りしなければならないため、わなを仕掛けるにも労力的に負担が生じている。イノシシは捕獲1頭につき2万円程度の補助金が出るが、猟友会も高齢化や会員減少により労力的にもかなり苛酷な状況になってきているため、同会に対する支援も含め対策を行ってほしい。要望である。